

茨城工業高等専門学校研究・産学官連携委員会規則

令和 7 年 2 月 1 9 日
制 定

(趣旨)

第 1 条 この規則は、茨城工業高等専門学校教員組織規則第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、茨城工業高等専門学校研究・産学官連携委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 委員会は、茨城工業高等専門学校（以下「本校」という。）における研究活動、産学連携及び社会連携の推進を図り、もって教育研究活動の活性化並びに地域産業界及び地域社会の発展に寄与するため、その具体的な企画、立案、実施及び調整を行うことを目的とする。

(審議事項)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究活動の推進に関すること
- (2) 産学連携センターの管理運営の基本方針並びに事業計画、予算及びその他運営に係る重要事項に関すること
- (3) 社会連携センターの管理運営の基本方針並びに事業計画、予算及びその他運営に係る重要事項に関すること
- (4) その他研究活動、産学連携及び社会連携の推進等に関し必要な事項に関すること

(組織)

第 4 条 委員会は次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副校長（研究・産学官連携）
- (2) 産学連携センター長及び社会連携センター長
- (3) 副産学連携センター長及び副社会連携センター長
- (4) 産学連携センター員及び社会連携センター員
- (5) 各系及び一般教養部（以下「各系等」という。）から選出された教員（第 2 号から前号までに掲げる教員の当該各系等を除くことができる。） 各 1 人
- (6) 事務部長
- (7) 総務課長及び学生課長
- (8) 技術教育支援センター技術職員 1 人
- (9) その他校長が必要と認めた者

2 前項に掲げる委員は、校長が任命する。

(任期)

第 5 条 前条第 1 項第 5 号、第 8 号及び第 9 号に掲げる委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、副校長（研究・産学官連携）をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長不在の場合は、産学連携センター長がその職務を代行する。

（定足数及び議決方法）

第7条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）

第8条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（事務）

第9条 委員会の事務は、総務課において処理する。

（雑則）

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則（令和7年2月19日制定）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

2 茨城工業高等専門学校研究推進委員会規則（平成23年3月1日制定）は、廃止する。

附 則（令和8年3月25日一部改正）

この規則は、令和8年4月1日から施行する。